

吹田市水道部公告第33号

水道施設跡地利活用検討支援業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年6月18日

吹田市水道事業管理者職務代理者 吹田市水道部長 原田 有紀

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 水道施設跡地利活用検討支援業務
- 2 業務場所 吹田市南吹田3丁目地内ほか
- 3 業務期間 令和8年7月24日から令和9年3月8日まで
- 4 業務概要 本業務は、水道施設跡地の有効活用に向け、市場ニーズの把握を行うとともに、各種工事及び売却等に係る概算費用の算出・整理を行い、本市における検討の支援を目的とする。
- 5 予定価格 事後公表とする
- 6 最低制限価格 設定しない
- 7 入札回数 2回までとする
- 8 入札の保証
入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額以上を納付しなければならない。
- 9 契約の保証
落札者は、次の（1）～（4）に掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。
 - （1）契約保証金の納付
 - （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - （3）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

- (4) 当契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 10 支払条件
- (1) 前払い 無し
 - (2) 中間前払金 無し
 - (3) 部分払い 無し

- 11 契約不適合責任期間 2年

- 12 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）（コンサル部門）に参加希望業種が「土木設計」の「都市計画および地方計画」で掲載されていること。
- (3) 本市の資格者名簿（コンサル部門）に登録後、公告の日において、1年を超えている者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (7) 官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。）発注で、土地利用計画に関連する設計業務を元請け（組合施行については、業務代行を含む。）として履行（設計共同企業体による履行にあつては、代表者としての履行に限る。）した実績を有する者であること。（完了・引渡しが平成28年度から入札参加資格確認申請受付最終日までに完了していること）
- (8) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置できること。（入札参加資格確認申請受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）

※管理技術者、照査技術者及び担当技術者は日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）なこと。

※管理技術者、照査技術者及び担当技術者は兼務することは出来ない。

次のア又はイに該当する者を管理技術者、照査技術者としてそれぞれ配置できること。

ア 技術士法による二次試験のうち技術部門を「総合技術監理部門（選択科目：建設一都市及び地方計画に限る）」、又は「建設部門（選択科目：都市及び地方計画に限る）」に合格し、同法による登録を受けている者。

イ （一社）建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（登録部門：「都市及び地方計画」に限る）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者。

13 入札参加資格確認申請手続

(1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に掲げる書類を(3)の期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することはできない。

(2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 「12 入札参加資格」(8)の要件を満たす配置予定技術者等調書(様式2)

添付書類：(ア)技術士又はRCCMの登録証の写し

(イ)直接的かつ恒常的に雇用していることが確認可能なもの

ウ 「12 入札参加資格」(7)の要件を満たす業務実績を証明する書類

(契約書・設計仕様書・TECRIS業務カルテの写し等)

(3) 申請書類の提出

ア 提出期間

令和8年6月18日(木)から令和8年7月6日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出先

(郵送の場合) 〒564-8551 吹田市水道部企画室経理グループ (住所の記載は不要)

(持参の場合) 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館3階 企画室

(電子メールの場合) sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>水道部契約・入札情報>物品・修繕・委託業務等>2026年度一般競争入札(物品・修繕・委託業務等)一覧(以下「ホームページ」という。)からダウンロードすること。

エ その他

(ア)申請書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ)提出された申請書は、返却しない。

(ウ)申請書は持参、電子メール(送信後は電話により到着確認を行うこと)又は郵送(配達記録が残るものに限る。)で(3)アに記載する期間内に必着のこと。

(エ)提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(4) 入札参加資格の通知

入札参加資格の確認結果は、令和8年7月10日(金)までに入札参加資格確認申請書記載のメールアドレスへ通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

なお、この日までに通知がなかった場合は「27 問い合わせ先」へ電話にて問い合わせること。

14 現場説明会

現場説明会は開催しない。

15 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和8年6月18日(木)から令和8年6月25日(木)午後3時まで、件名を「質疑 水道施設跡地利活用検討支援業務」とし、メールにより受け付ける。送信後は電話により到着確認を行うこと。

質疑書の様式(様式3)はホームページからダウンロードすること。受付メールアドレスは「13 入札参加資格確認申請手続(3)イ」のとおり。

(2) 回答期日

令和8年7月1日(水)午後5時30分までに、ホームページに掲載する。なお質疑がない場合もその旨掲載する。

16 入札の日時及び入札場所

入札日時 令和8年7月16日(木) 午前10時30分

入札場所 吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部 本館4階 入札室

代理人をして入札に参加する場合の委任状(様式5)また、入札書(様式6)についてはホームページからダウンロードし、使用すること。

17 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

18 入札の辞退

入札参加資格確認申請書(様式1)を提出した後、入札を辞退する事情が生じた場合は、上記入札日前日までに入札辞退届(様式4)を提出するものとする。入札辞退届の様式はホームページからダウンロードすること。

19 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

20 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市水道部入札心得書(以下「入札心得書」という。)において示した条件等に違反した入札は無効とする。

なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「12 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

21 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。
- (5) 落札者は本案件に係る内訳書を提出すること。

22 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式7）を提出すること。

23 落札決定の取消し

- (1) 吹田市水道部は、落札者の決定日から契約日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - ウ 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
 - エ 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき
- (2) (1) のアからエまでの規定により落札決定を取り消したことについて、本市水道部は一切の責めを負わないものとする。

24 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。
契約予定日は令和8年7月24日（金）とする。

25 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

26 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、吹田市水道部会計規程、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 当公告の内容について変更の必要が生じた場合は、ホームページへ提示するので、入札

参加者は適宜、確認のこと。

27 問い合わせ先

吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部企画室経理グループ（水道部本館3階）

電話 （06）6384-1253（直通）

FAX （06）6384-1902

メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp